

<p>(分野)</p> <p>環境・生活</p>
<p>(要望事項)</p> <p>廃棄物・リサイクル対策の拡充</p>
<p>(制度の概要)</p>
<p>(要望内容)</p> <p>廃棄物の範疇に含まれるものであっても、生活環境への影響が少ない所定の方法でリサイクルが行われる場合にあっては、業または施設の許可を不要にするなどの規制緩和を進めること。また、改質した建設汚泥や灰溶融スラグなど有価物でないが汚染を生じるおそれのないものについては、処理基準の見直しや廃棄物としての取り扱いの見直しを行うこと。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>廃棄物リサイクルを一層進めるため。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>廃棄物処理法等</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>環境省</p>

<p>(分野)</p> <p>環境・生活</p>
<p>(要望事項)</p> <p>廃棄物の再生利用に係る廃棄物処理法の規制緩和の拡大</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>廃棄物として排出された場合、当該廃棄物が資源として再生利用されるものであっても、排出の段階では廃棄物処理法の適用を受けることとなり、当該廃棄物を再生利用する処理業者の処理及び当該処理を行う施設については、廃棄物処理法による処理業の許可又は処理施設設置の許可を要することとなる。ただし、現在においても、特定品目の再生利用のための処理、処理業の許可に変わる環境大臣の指定業者制度等により、規制緩和が図られている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>不法投棄等の不適正処理防止の観点から、再生利用される廃棄物に対して廃棄物処理法を適用した上で、廃棄物処理法に定める各種の規制について、再生利用が行われる循環資源についての規制を更に緩和する。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>再生利用に係る処理であっても、廃棄物であるため廃棄物処理法の適用を受け、処理業や施設設置の許可の対象となるため、これらの処理を行おうとするものの事業への参入や再生利用施設の設置に煩雑性、困難性等を伴い、再生利用の促進に支障をきたすこととなりかねない。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条、第8条、第14条、第15条</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>(分野)</p> <p>環境・生活</p>
<p>(要望事項)</p> <p>リサイクルと廃棄物処理の区分の整理</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>現行制度上、リサイクルについても、廃棄物処理の中に位置づけられている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>「リサイクル業」を廃棄物処理業ではなく、独立した「産業」として位置付けるための制度を確立する。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>廃棄物に対するマイナスイメージからリサイクルセンターの立地に対して地域住民の同意を得られない状況がおきている。このためリサイクル業については廃棄物処理業とは別の事業として位置付け、イメージアップを図る必要がある。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>環境省</p>

<p>(分野)</p> <p>環境・生活</p>
<p>(要望事項)</p> <p>廃棄物処理施設設置許可の一元化</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>同一の最終処分場を産業廃棄物最終処分場及び一般廃棄物最終処分場の両方に使用しようとした場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき両方の施設の許可を得ることとされている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>産業廃棄物の最終処分場としての許可を得れば、処理する廃棄物が同種と見なされる限り一般廃棄物も埋立できるようにする。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>手続きが簡略化され、事業者の負担軽減を図ることができる。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第15条第1項</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>環境省廃棄物リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課</p>

<p>(分野)</p> <p>環境・生活</p>
<p>(要望事項)</p> <p>民間活力による廃棄物再資源・適正処理促進のための廃棄物処理業許可制度等の見直し</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>廃棄物の収集運搬を業として行う場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、その積み下ろしを行う地域に応じ、産業廃棄物については都道府県知事及び保健所設置市市長の、一般廃棄物については市町村長の許可が必要となっている。また、製造・販売事業者自らが、生産者責任の観点等から、不要となった製品の再資源化・適正処理を行う場合にあっても、廃棄物処理業の許可を要する。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>産業廃棄物については、少なくとも県域内では1つの許可をもって収集運搬業ができるようにする。また、一般廃棄物については、例えば各種リサイクル法の対象品目を取り扱う場合に限定し、許可を簡素化する。さらに、製造・販売事業者が自らの責任で不要となった製品の再資源化等を行う場合には、届出制度とする等の簡素な制度を設ける。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬業の再資源化、適正処理を効率的に進めるためには、広域的な収集運搬・処理体制の整備が必要であるが、許可行政庁が多数にわたっていることから、民間による事業展開を阻害する要因となっている。また、拡大生産者責任の徹底や、廃棄物の再資源・適正処理を進めるためには、最もその性状に通じた製造者・販売者自らが処理するための条件整備を進める必要があるが、規制体系が処理業許可と同じであること等から、事業意欲を阻害する要因となっている。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び4項、第14条第1項及び第4項</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課</p>

<p>(分野)</p> <p>環境・生活</p>
<p>(要望事項)</p> <p>第三セクター等の廃棄物処理業（最終処分）の許可の免除</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>県や市町村が自ら廃棄物を処理する場合を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業の知事許可及び一般廃棄物処理業の市町村長許可が必要となる。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>第三セクターなど公共的機関が埋立を行う場合には、産業廃棄物処理業及び一般廃棄物処理業の許可を得なくてもこれらの処理を業として行うことができるようにする。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>住民から信頼を得ている機関がその責任において行うものであり、あえて許可を得て事業を行う必要はないため、事業者の負担軽減を図ることができる。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>廃棄物処理法第7条第4項、第14条第4項</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>環境省廃棄物リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課</p>

<p>(分野)</p> <p>環境・生活</p>
<p>(要望事項)</p> <p>一般廃棄物の適正処理、資源化を推進するための廃棄物処理委託基準の緩和</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>市町村は、域内の一般廃棄物の処理について統括的な責任を有し、委託の場合も含み、直接的な責任のもとに適正処理を行わなければならない。 市町村が一般廃棄物の処理を市町村以外の者に委託する場合、受託者は、自らその受託業務を実施する者でなければならない。再委託はできない。 また、委託処分(再生を含む)の場所が、当該市町村域外に所在する場合、所在地の市町村に廃棄物の処理について通知しなければならない。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>市町村から委託を受けて一般廃棄物の処理を行ったときに発生する処理残渣(もえがら、ばいじん等)の処理責任を処理受託者の帰属とし、再委託を可能とすること。もしくは、一般廃棄物処理の再委託について、産業廃棄物と同様の(施行令第6条の12)例外規定を設ける。 一般廃棄物を再資源化するために委託処理を行う場合の広域移動について市町村間の通知を免除する。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>一般廃棄物の処理残渣として発生する燃え殻やばいじんは、山元還元やセメント資源化などのリサイクル技術が進んでいる。他の一般廃棄物においてもリサイクル技術が発達してきている。このような技術を活用してリサイクルを効率的に進めるためには、処理の集約と民間の活用を図ることが重要である。また、自己処理・域内処理を前提にした現行法体系は、処理の委託や域外処理についての手続きが厳しく、リサイクルの推進の阻害要因となっている。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2、第7条、同法施行令 第4条第3号、第9号</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>環境省 廃棄物対策課</p>

<p>(分野)</p> <p>環境・生活</p>
<p>(要望事項)</p> <p>廃棄物処理の自己完結徹底のための産業廃棄物処理関係事務の自治事務化</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>産業廃棄物関係事務は、現在、暫定的に知事への法定受託事務とされている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>現行の廃掃法を見直し、産業廃棄物関係事務は、法定受託事務ではなく、自治事務化することを要望する。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>産業廃棄物関係事務は、法定受託事務ではなく、自治事務化し、地方が権限と責任を併せ持って、産業廃棄物問題に対応できる制度とすべきである。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 24 条の 4</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>(分野)</p> <p>環境・生活</p>
<p>(要望事項)</p> <p>公共下水道から発生する、下水汚泥に対する廃棄物区分の見直し</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>下水道法に規定する下水道から除去した汚泥は、産業廃棄物として取り扱うことになっており、下水道事業者（市町村）は汚泥を運搬または処分する場合、政令で定める産業廃棄物の収集運搬及び処分に関する基準に従わなければならない。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>公共下水道から発生する汚泥を処分する際、汚泥を一般廃棄物として扱えるよう、現行の廃棄物処理制度を見直し、改正すべきである。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>農業集落排水処理施設から発生する汚泥は、一般廃棄物として取り扱われているが、公共下水道施設から発生した汚泥は産業廃棄物と定められているため、関係市町村では高額な処分費を必要とし財政を圧迫している。（一般廃棄物処理施設との二重投資を必要としている）</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等問題点等)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、同法律の運用に伴う留意事項について</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課</p>

<p>(分野)</p> <p>環境・生活</p>
<p>(要望事項)</p> <p>公害発生型企業の集団化移転における割賦返済条件の緩和</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>公害発生型企業の集団化を目的に環境事業団により実施された過去の用地・建物の建設譲渡契約では、代金返済に係る利息が6%程度に固定されている場合がある。平成11年度に減免措置が執られたが、繰り上げ返済に際しては新たに違約金の支払いを義務づけるなど、厳しい返済条件となっている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>金利の高い時期に譲渡契約を行った中小企業者に対し、利息の減免や繰り上げ返済条件の緩和等により負担の軽減を図ること。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>今日の不況と低金利の下で、中小企業にとって大きな負担となっているため。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>環境省</p>

<p>(分野)</p> <p>環境・生活</p>
<p>(要望事項)</p> <p>燃料電池自動車の実用化・普及に関連する規制の緩和</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>一定の容量を超える水素タンクを搭載する燃料電池自動車は、水底トンネルの走行が禁止されるため、燃料の充填量が制限される。 学校、病院、民家等の保安物件や火気取扱施設からの保安距離の確保が必要である。 天然ガスや石油系燃料をその場で改質しつつ水素を得るオンサイト型水素スタンド及び定格出力が7.5kw以上の圧縮機を設置する施設は、可燃性ガス及び圧縮ガスの製造を行う建築物に該当するとみなされるため、工業地域、工業専用地域以外の地域では、原則として建築することができない。 水素の貯蔵量は低い値で制限されているため、一度に大量の燃料電池自動車に対して水素を供給できない。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>燃料電池自動車が通常のガソリン車並に通行できるよう、また、水素スタンドの市街地等での設置及び当該スタンドで一度に大量に供給ができる水素を貯蔵できるよう、現行の規制を見直すべきである。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>究極の低公害車といわれる燃料電池自動車であるが、通行制限の存在やインフラの設置に関する規制が厳しすぎるとは、その実用化及び普及は見込めないため。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>道路法第46条、同法施行令19条の12、13高圧ガス保安法第5条、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則第6条、第10条建築基準法第48条及び同別表第二、同法施行令第116条、第130条の9など</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>国土交通省、経済産業省</p>

<p>(分野)</p> <p>環境・生活</p>
<p>(要望事項)</p> <p>水質汚濁防止法に定める排水基準や環境基本法に定める水質環境基準に係る測定方法の緩和</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>排水基準に係る検定方法及び水質環境基準に係る測定方法はそれぞれ環境省告示により定められており、生物化学的酸素要求量 (B O D) は、希釈した試料を培養瓶に詰めて20 の恒温槽に5日間放置したとき消費される溶存酸素量を手分析により測定した値で表すことになっている。</p> <p>また、現行の化学的酸素要求量 (C O D) に係る総量規制において、C O Dに関する汚染状態の計測方法として、紫外線吸光度自動計測器、T O C自動計測器等を用いて測定した値と指定計測法 (J I S法) による値との換算により、C O Dの値を求めている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>B O Dの測定方法について以下の2つの方法を採用する。 希釈した試料を放置する日数を5日間から3日間に短縮する。 紫外線吸光度自動計測器、T O C自動計測器等の水質自動計測器を用いて測定する。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>測定方法の緩和を行うことにより次の効果が期待できる。 分析結果が判明するまでの時間が短縮され、高濃度が検出された場合迅速な対応が可能となる。 分析費用が安価となり、事業者の負担が少なくなる。 分析時間の時間短縮や事業者の負担軽減により、事業者はきめ細かな自主分析が可能となり、排水施設の維持管理の徹底が期待される。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>環境基本法第16条 (環境基準) 水質汚濁防止法第3条第1項 (排水基準)</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>環境省環境管理局水環境部</p>

<p>(分野)</p> <p>環境・生活</p>
<p>(要望事項)</p> <p>自然公園内における廃棄物処理施設の取り扱い (廃棄物処理施設、廃棄物最終処分場の設置緩和)</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>廃棄物の処理施設及び最終処分場は、自然公園の普通地域内では、平成6年4月1日の環境庁計画課長、国立公園課長通知により、原則設置できないことになっている。 (本通知は、平成12年4月1日からは、地方自治法に基づく技術的助言とされた)</p>
<p>(要望内容：できる限り簡潔にお願いします)</p> <p>自然公園内の普通地域内において、市町村等が関与する廃棄物の処理施設及び最終処分場が設置できるようにする。</p>
<p>(要望理由：規制の問題点等を中心に記載願います)</p> <p>自然公園の普通地域内における廃棄物の処理施設については、当該通知により、土石の採取等の跡地、市町村の大半が国立・国定公園に含まれるなどにより、公園区域外に処理施設を設置することが不合理な場合、当該公園区域内で生ずる廃棄物を処理することが主たる目的の施設であって、普通地域外で設置することが著しく不合理な場合、において設置が検討されてきた。 しかし、今日の市町村が抱える廃棄物の処理問題について、自然公園を抱える市町村にあっては、その適地を公園区域外に求めるのに非常に苦慮しているのが現状である。このため当該通知の内容を市町村等が関与する廃棄物処理施設及び最終処分場についてのみ緩和し、地域の実情に応じた柔軟な設置の検討ができるようにする。 緩和しても、市町村等が関与する廃棄物処理施設が乱立するとは考えられず、また、修景措置や廃棄物の搬入計画などを確立させることにより普通地域内の風景への影響は少ないと考えられる。 当該通知の普通地域に係る部分について、市町村等が設置する廃棄物処理施設及び最終処分場について設置が可能となり、市町村が抱える廃棄物処理問題の解決につながる。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>国立・国定公園内における廃棄物処理施設の取扱いについて (平成6年4月1日付け環自計第62-1, 環自国第152号環境庁自然保護局計画課長、国立公園課長通知)</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>環境省自然環境局国立公園課</p>

<p>(分野)</p> <p>環境・生活</p>
<p>(要望事項)</p> <p>自然公園内における工作物の設置基準の緩和 (風力発電施設の設置緩和)</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>風力発電施設は、山稜線や海岸線に設置されることが多く、その規模も大型化してきている。しかしながら、大型の風力発電施設は風致景観に対する影響が大きいとして、環境省は自然公園の特別地域内での設置について難色を示している。 国定公園での許可事務は自治事務であるが、特別地域内で高さ 50 m を超える工作物の設置について許可する場合は、環境大臣に協議が必要とされている。(普通地域内は届出制であり協議不要)</p>
<p>(要望内容)</p> <p>自然公園内の特別地域において風力発電施設を設置する場合、地球温暖化防止の必要性やエコエネルギー導入の推進の観点から、風致景観に多少影響があっても、公益性を認めて設置できるよう緩和する。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>県内の自然公園の風致景観を維持するよりも、地球温暖化防止という世界的な課題に対処することが望まれている。 緩和することにより、風力発電施設の設置が容易となり、世界的課題である温暖化防止の一助となる。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>自然公園法第 17 条第 3 項第 1 号 自然公園法施行規則第 11 条第 1 2 項 自然公園法施行規則第 11 条の 2</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>環境省自然環境局国立公園課</p>

<p>(分野)</p> <p>環境・生活</p>
<p>(要望事項)</p> <p>特定商取引に関する法律が規定する指定商品制等の廃止</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>訪問販売については、特定商取引に関する法律（旧訪問販売法）により、指定商品、指定役務又は指定権利を取扱う場合に限り、勧誘時の氏名・販売目的の明示や所定の書面の交付、禁止行為等を販売事業者 に義務付け、消費者保護が図られている。商品等の指定は、政令で定められ、55種類の物品、3種類の 権利、17種類の役務が現在指定されている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>特定商取引に関する法律で定める指定商品、指定役務、指定権利を廃止し、指定外の多種多様な商品等 の販売に対応した規制とし、不当な取引行為の防止及び一層の消費者保護を図る。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>指定された種類の物品、役務、権利以外のものについては、特定商取引に関する法律の適用外となり消 費者保護が図られない。 特定商取引に関する法律で禁止する不当な取引行為を行い改善の指示処分を受けた事業者が、指示処分 時と異なる商品を取扱う場合には、指示処分時と同様の不当な取引行為があっても、指示に従わなかつた ことを理由とした業務停止命令を発することができない。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>特定商取引に関する法律第2条第4項、特定商取引に関する法律施行令第3条別表第1、別表第2、別表第3</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>経済産業省商務情報政策局消費経済対策課</p>